

平成 2 7 年 2 月 2 日
廃 第 1 6 9 2 号

各廃棄物処理施設設置者 様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長
(公 印 省 略)

千葉県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に基づく廃棄物処理施設の維持管理報告様式の改正等について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第 8 条の規定による一般廃棄物処理施設設置者及び法第 1 5 条の規定による産業廃棄物処理施設設置者については、廃棄物処理法施行細則第 7 条又は第 1 9 条の規定により、当該廃棄物処理施設に関する維持管理状況の報告（以下「維持管理報告」という。）を行うこととされています。

ついでには、別添のとおり当該維持管理報告様式の改正等を行いましたので通知します。

なお、改正様式については平成 2 7 年 4 月 1 日以降の維持管理報告に対して適用されることを申し添えます。

別 添

維持管理報告様式の改正等概要

平成 25 年 1 月 23 日に廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 12 号）等が公布（同年 6 月 1 日より施行）され、1, 4 - ジオキサンが有害物質として追加された他、1, 1 - ジクロロエチレンの特別管理産業廃棄物の判定基準が変更されました。また、これら改正に併せて、廃棄物最終処分場に係る埋立処分基準や水質基準についても変更がありました。

については、細則に基づく維持管理報告においても下記のとおり報告様式の改正等を行いましたので今後の維持管理報告の運用に当たっては御留意下さるようお願いいたします。

記

1 有害物質等の分析項目の追加

- (1) 中間処理施設における中間処理後の廃棄物の性状分析項目について、1, 4 - ジオキサンを追加しました。
- (2) 中間処理施設からの排水を公共用水域に放流する場合の放流水の水質分析項目について 1, 4 - ジオキサンを追加しました。
- (3) 最終処分場の放流水の水質分析項目について、1, 4 - ジオキサンを追加しました。
- (4) 最終処分場廃棄物分析項目について、1, 4 - ジオキサンを追加しました。
- (5) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令で規定されている、地下水及び放流水中のダイオキシン類濃度の測定結果の記載欄を追加しました。

2 改正様式等

(1) 維持管理報告書様式の入手方法

維持管理報告書様式は千葉県ホームページ（以下アドレス参照）からダウンロード出来ます。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/tetsuzuki/haisouhou/saisoku101.html>

(2) 維持管理報告書の提出先等

① 法許可施設の維持管理報告書の提出先

ア 法第 8 条による許可を受けた一般廃棄物処理施設
各地域振興事務所 地域環境保全課（別紙参照）

イ 法第 15 条による許可を受けた産業廃棄物処理施設
〒260-8667
千葉県千葉市中央区市場町 1 番 1 号

環境生活部 廃棄物指導課 監視指導室 監視班

② 提出部数

2 部（正副各 1 部ずつ）

なお、受理印を押印後、副本は事業者に戻却されます。

③ 提出方法

持参または郵送による。

郵送の場合は必ず返信切手を付した封筒を同封願います。

3 参考

	施設種類	報告回数	報告様式
法第 8 条による許可を受けた一般廃棄物処理施設			
1	中間処理施設（焼却施設）	四半期に一度	細則別記様式第 4 号の 3
	中間処理施設（焼却施設以外）	一年に一度	
2	最終処分場	四半期に一度	細則別記様式第 5 号の 4
法第 15 条による許可を受けた産業廃棄物処理施設			
3	中間処理施設（焼却施設）	四半期に一度	細則別記様式第 6 号
	中間処理施設（焼却施設以外）	一年に一度	
4	最終処分場	四半期に一度	細則別記様式第 7 号

以上

別紙

法第 8 条に基づく許可施設における維持管理報告書の提出先一覧

対象地域	届出先	住所	電話番号
習志野市、八千代市、浦安市、市川市	葛南地域振興事務所 地域環境保全課	〒273-8560 船橋市本町 1-3-1 (フェイス 7 階)	047-424-8092
野田市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、松戸市	東葛飾地域振興事務所 地域環境保全課	〒271-8560 松戸市小根本 7 (東葛飾合同庁舎)	047-361-4048
成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町	印旛地域振興事務所 地域環境保全課	〒285-8503 佐倉市鎭木仲田町 8-1 (印旛合同庁舎)	043-483-1447
香取市、神崎町、多古町、東庄町	香取地域振興事務所 地域環境保全課	〒287-8502 香取市北 3-1-3	0478-54-7505
銚子市、旭市、匝瑳市	海匝地域振興事務所 地域環境保全課	〒289-2504 旭市ニ 1997-1	0479-64-2825
東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町	山武地域振興事務所 地域環境保全課	〒283-0006 東金市東新宿 1-11	0475-55-3862
茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町	長生地域振興事務所 地域環境保全課	〒297-8533 茂原市茂原 1102-1	0475-26-6731
勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町	夷隅地域振興事務所 地域環境保全課	〒298-0212 夷隅郡大多喜町猿稻 14	0470-82-2451
館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町	安房地域振興事務所 地域環境保全課	〒294-0045 館山市北条 402-1	0470-22-7111
木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	君津地域振興事務所 地域環境保全課	〒292-8520 木更津市貝渕 3-13-34	0438-23-2285
市原市	千葉県環境生活部 廃棄物指導課 監視班	〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2695